令和８年８月２６日　開　　会

令和８年８月２６日　閉　　会

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会
定例会会議録

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会事務局

令和８年８月定例会会期日程

日　次	月　　日	摘　　要
第１日	８月 26 日(水)	開　会 会期決定 ８月２６日（１日間） 会議録署名議員指名 副議長の選挙 経過報告 提案理由の説明 議案審議 議案第６号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕 議案第７号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕 議案第８号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕 議案第９号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕 閉　会

８月定例会付議事件

１　管理者提出議案

〔令和８年８月 26 日提出〕

議案第６号　鳥栖・三養基西部環境施設組合公告式条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案第７号　鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案第８号　令和７年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について　〔認定〕

議案第９号　令和８年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第１号)　〔可決〕

〔令和８年８月 26 日議決〕

２　経過報告

経過報告（事務局長）

1　出席議員氏名

議　長　　松　隈　清　之

中　村　直　人	中川原豊志	飛　松　妙　子	山　下　繭　美
西　依　義　規	大　川　隆　城	吉　富　　隆	平　野　達　矢
西村健一郎	目野さとみ	阿　部　真　美	

2　欠席議員氏名

なし

3　地方自治法第121条による説明員氏名

管　理　者	岡　毅	副　管　理　者	向　門　慶　人
事務局長兼総務課長	北　原　裕　昭	総務課長補佐兼総務係長	平　野　健　一
総　務　課　主　任	塚　元　　望	専　　門　　幹	井　上　弘　孝

4　議会事務局職員氏名

事務局長兼総務課長	北　原　裕　昭	総務課長補佐兼総務係長	平　野　健　一
総　務　課　主　任	塚　元　　望	専　　門　　幹	井　上　弘　孝

5　議事日程

日程第１　会期決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　副議長の選挙

日程第４　経過報告

日程第５　提案理由の説明　　議案第６号～議案第９号

日程第６　議案第６号　　鳥栖・三養基西部環境施設組合公告式条例の一部を改正する条例

（質疑、討論、採決）

日程第７　議案第７号　　鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例

（質疑、討論、採決）

日程第８　議案第８号　　令和７年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について

（質疑、討論、採決）

日程第９　議案第９号　　令和８年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第１号）

（質疑、討論、採決）

開会

午後２時４６分

開議

松隈清之議長

皆さん、こんにちは。本日は、組合議会定例会の開催にあたり、ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日、鳥栖・三養基西部環境施設組合告示第3号におきまして、本組合議会の8月定例会が招集されました。

ただ今、出席議員数は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議は、成立いたしました。

議事に入ります前に新しく組合議員になられた方のご紹介をさせていただきます。みやき町議会議長の平野達矢議員、みやき町議会議員の目野さとみ議員、同じく西村健一郎議員、同じく阿部真美議員です。皆様に対し、心からお祝い申し上げます。それでは、ただ今ご紹介いたしました各議員からご挨拶をお受けしたいと思います。まず、平野達矢議員からお願いします。

平野達矢議員

引き続きまた組合議員として働かさせていただきます。それこそ、西部の環境施設組合ですから、あと残された仕事が順調に進んでいくことを微力ではございますけども、最後まできちんとやっていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

目野さとみ議員

皆様、こんにちは。みやき町選出の目野さとみでございます。初めて今回皆様と一緒にお仕事させていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

西村健一郎議員

皆様、こんにちは。みやき町議会議員の西村健一郎と申します。今回2期目になります。よろしくお願いします。しっかり自分の職責を全うしていきたいと思ってますので、どうぞよろしくお願いいたします。

阿部真美議員

皆様、こんにちは。みやき町から阿部と申します。3月から1期目で就任させていただいてます。わからないことが多々ありますが、しっかり勉強して頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

松隈清之議長

ありがとうございました。以上で、新しく組合議員になられた方のご紹介を終わります。

それでは、本日の会議を開きます。

ᔓᔓᔓ

松隈清之議長

日程第 1、会期決定の件を議題といたします。会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

ᔓᔓᔓ

しながら、その職責を全うしていきたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶に替えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

松隈清之議長

ありがとうございました。よろしくお願いします。

ᔓᔓᔓ

交付金の対象となる施設数については、新規に整備する施設数と同数と規定されております。今回、新規施設は、1 施設でございますので、交付金の対象となる廃止施設も 1 施設と限定されております。よって、どちらかの施設しか交付金の対象とならず、財政面的に不利、不公平となる構造が生じることになります。

このため、両組合で協議を行いまして、事業規模が大きい当組合の施設を交付金対象施設として、選定することで、すでに合意しているところでございます。また、国の交付金については、当組合が交付金申請、受領主体となること、及び解体事業費に係る交付金対象経費の割合に応じて按分することについてもすでに合意しております。

つきまして、今後の予定ですが、脊振組合の解体工事が完了する令和 9 年度に按分額を確定させ、広域化に伴う負担金として脊振共同塵芥処理組合へ支出する予定としております。なお、この財源については施設解体基金を充当する方針でございます。

次に、5 ページをお願いします。「ごみ処理施設跡地等の利活用について」ご報告いたします。当組合は、令和 5 年度末をもってごみ処理の操業を終了したことから、施設の処分や跡地の有効活用について、構成市町の意向を確認しながら方針を定めていく必要がございます。また、基本協定書では、地元、香田区との取り決めとして、「施設設置期限後、協議のうえ、速やかに全ての施設を撤去すること」とされております。しかし、リサイクルプラザにつきましては、有害物質の影響が小さいこと、また老朽化の状況から、今後も利活用の可能性があると判断しており、香田区と協議する余地があると考えております。このような状況を踏まえ、跡地の有効活用の方向性を検討するため、「ごみ処理施設跡地等活用検討委員会」を設置し、現在跡地の基本方針や活用方法について議論を進めているところでございます。この委員会は、市町の副市町長、担当課長、組合事務局長で構成しており、6 ページに設置要綱を添付しております。検討委員会では、記載のとおり 1 所有形態について、2 活用方法について、3 周辺住民の意向について、4 経済的評価について、この 4 点を基本に協議を進めております。この検討委員会の基礎資料とするため、各市町において跡地の利活用及び財産処分に関する意向調査を実施したところでございます。その結果、いずれの市町からも「活用する予定はない」との回答でございました。7 ページをお願いいたします。

この調査結果を踏まえまして、溶融資源化センターについては、残りの施設全ての建物を解体撤去する方針で進めていく考えでございます。今後の解体に向けての計画としまして、令和 9 年度に解体設計業務を実施しまして、10 年度に工事着手を予定しております。一方、リサイクルプラザにつきましては、利活用の可能性を踏まえ、引き続き協議検討を進めてまいります。建物の解体後、更地となった土地の処分、管理方法につきましても、各市町からのご意見等を踏まえ、1 市 2 町の合意形成に資する基礎資料の作成を進めてまいります。つきましては、跡地の処分や維持管理負担の調整にあたり、客観的な土地評価が不可欠であるため、これから不動産鑑定士による評価額の算出作業を進めていく方針でございます。

以上が、現時点での跡地利活用に関する進捗状況でございます。今後の協議の状況につきまして、適宜ご報告申し上げます。以上、経過報告とします。

松隈清之議長

ただ今、経過報告が終わりました。

ᔓᔓᔓ

日程第6、議案第6号「鳥栖・三養基西部環境施設組合公告式条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。北原事務局長

北原裕昭事務局長

ただ今、議題となりました議案第6号「鳥栖・三養基西部環境施設組合公告式条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。提案理由は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正が必要になったためでございます。2ページをお願いいたします。主な改正内容につきまして、3ページ、4ページに掲載しております新旧対照表にてご説明いたします。

今回の改正点のうち、特に重要な点は二つございます。一つ目は、第2条第1項でございます。条例の公布に際しまして、これまで管理者の署名を必要としておりましたが、今回署名に代わる措置として、新たに電子署名を追加するものでございます。二つ目は第2条第1項でございます。条例交付の掲示方法につきまして、これまでは関係市町庁舎前の掲示板に限っておりましたが、これに加え、ウェブサイトによる掲示を新たに認める内容としております。なお、第3条から第6条につきましては、交付方法や公表方法などの基本的な仕組みに変更はなく、字句の整理を行ったものでございます。

最後に、施行期日につきましては、9月1日から施行予定としております。

以上で、議案第6号「鳥栖・三養基西部環境施設組合公告式条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

松隈清之議長

説明が終わりました。これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して、直ちに採決を行います。議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号「鳥栖・三養基西部環境施設組合公告式条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決しました。

ᔕᔕᔕ

を改正する条例」についてご説明いたします。議案書の 5 ページをお願いいたします。提案理由は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正が必要になったためでございます。今回の自治法の改正において、収納事務のデジタル化に関する規程が新設されたことにより、関連条項に条ずれが生じるため、引用している条番号を現行法令に合わせる改正を行うものでございます。6 ページに改正文、7 ページに新旧対照表を掲載しております。なお、本条例の施行期日は、自治法の施行日である 9 月 24 日としております。

以上で、議案第 7 号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例」について説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

松隈清之議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第 7 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決しました。

ᔓᔓᔓ

す。

まず、歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1負担金、節1負担金、収入済額9,689万3,000円につきましては、管理運営費及び解体事業関連費として構成市町からの負担金収入でございます。

次に、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1衛生費国庫補助金、節1清掃費国庫補助金、1億9,136万1,000円につきましては、溶融資源化センター解体事業に伴う国からの交付金でございます。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1財産貸付収入、収入済額32万7,485円につきましては、土地の貸付に伴う収入でございます。

次に、款4繰入金につきましては、本年度はございません。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金、収入済額674万8,371円につきましては、令和6年度決算における余剰金を繰越金として収入したものでございます。

次に、款6諸収入、項2雑入、目1雑入、節1雑入、収入済額6万585円につきましては、会計年度任用職員の雇用保険料個人負担分などの収入でございます。

次に、款7組合債、項1組合債、目1衛生費、節1衛生費、収入済額4億3,570万円につきましては、解体事業費の財源確保のため地方債を発行したものでございます。歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページをお願いいたします。款1議会費、項1議会費、目1議会費、支出済額27万7,799円につきましては、議員報酬及び定例会等の費用弁償でございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬497万1,978円につきましては、会計年度任用職員及び情報公開・個人情報保護審委員の報酬でございます。なお、審査会委員数は5名ですが、1名欠席されたため4名分となっております。

次に、節2給料9万6,000円につきましては、正副管理者の給料でございます。

次に、節3職員手当等264万8,061円につきましては、派遣職員の管理職手当、時間外手当及び会計年度任用職員の期末・勤勉手当でございます。

次に、節4共済費119万9,362円につきましては、会計年度任用職員2名分の共済費でございます。

次に、節7報償費の支出はございません。

次に、節8旅費5万3,240円につきましては、会計年度任用職員などの費用弁償でございます。

次に、節9交際費の支出はございません。

次に、節10需用費29万3,981円につきましては、事務費及び管理費等に関する費用を支出したものでございます。

次に、節11役務費21万4,905円につきましては、切手代、14ページ、15ページをお願いいたします。電話代、公金の支払いに伴う手数料及び公用車保険料でございます。

次に、節12委託料173万9,492円につきましては、各種事務機器システムの保守費用が主なものでございます。また、公会計制度に係る財務書類などの作成業務を委託したものでございます。

次に、節13使用料及び賃借料205万5,266円につきましては、公用車及びパソコンなどの事務機器類のリース料でございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金 2,348 万 4,411 円につきましては、派遣職員負担金につきまして、鳥栖市から 1 名、みやき町から 2 名、計 3 名分の給料と共済費相当額をそれぞれ派遣元の市町へ負担金として支出したものでございます。

次に、節 22 償還金利子及び割引料 350 万 371 円につきましては、令和 6 年度の決算余剰金を負担割合に応じて構成市町に返還したものでございます。

次に、節 24 積立金の支出はございません。

続きまして、項 2 監査委員費、目 1 監査委員費、支出済額 2 万 929 円につきましては、監査委員報酬及び費用弁償でございます。

次に、款 3 衛生費、項 1 清掃費、目 1 ごみ処理施設解体費、支出済額 6 億 8,495 万 3,908 円。節 8 旅費、節 10 需用費につきましては、記載のとおりでございます。16 ページ、17 ページをお願いします。

節 12 委託料、支出済額 1,359 万 6,000 円につきましては、環境測定等委託料及び解体工事施工監理委託料でございます。環境測定等委託料につきましては、ごみ処理事業終了後のモニタリング環境調査として、香田地区内の家庭用の井戸水、河川水及び調整池の水質調査を委託したものでございます。

節 14 工事請負費、支出済額 6 億 7,132 万 7,000 円につきましては、7 年度分の解体撤去工事費でございます。

次に、款 4 公債費、項 1 公債費、目 2 利子、支出済額 0 円。不用額 157 万円となっております。不用額が生じた理由についてご説明いたします。当初、解体工事の前金払いに対応するため、金融機関から一時借入れを行う予定としており、その元金に対する利子相当額を計上しておりましたが、歳出抑制の観点から、現在施設解体基金として約 3 億 5,000 万円積立基金がございます。この基金の一部を施設解体基金条例に基づき、組替え運用する方法を選択したところでございます。その結果、一時借入れは行わずに済み、計上していた予算について不用額が生じたところでございます。なお、この不用額につきましては、市町負担金の精算金として、返還いたします。

次に、款 5 予備費の支出はございません。

次に、20 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引残額 558 万 738 円となっております。

次に、22 ページ、23 ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。土地、建物ともに令和 7 年度中の異動はありませんでした。また、施設解体基金につきましても令和 7 年度中の異動はありませんでした。

次に、26 ページをお願いいたします。起債の現在高調書でございます、借入金額及び未償還元金ともに 4 億 3,570 万円となっています。

次に、28 ページをお願いいたします。決算審査の意見書を添付させていただいております。

以上で、議案第 8 号「令和 7 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

松隈清之議長

それでは、引き続き監査委員の決算審査の結果について、ご報告を求めます。大川監査委員。

大川隆城監査委員

監査委員の大川隆城でございます。審査報告をさせていただきます。

地方自治法 233 条第 2 項の規定により、令和 8 年 7 月 7 日に令和 7 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査を行いました。

決算審査にあたっては、提出されました歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、起債現在高調書、並びに諸表類、その他の関係諸帳簿により慎重に審査いたしました。その結果をご報告いたします。

審査に付されました歳入歳出決算書の調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の各計数につきましては、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正に処理されているものと認めます。以上でございます。

松隈清之議長

ありがとうございます。これより、質疑を行います。平野議員

平野達矢議員

まず、歳入から財産貸付収入の内訳をお願いいたします。

北原裕昭事務局長

財産貸付収入のご質問について、お答えします。内訳についてご説明いたします。個人 1 件、法人 3 件でございます。個人 1 件については、駐車場の用途として申請されたものです。法人 3 件につきましては、看板、電柱、携帯電話基地局として申請されたものでございます。以上、回答とします。

平野達矢議員

要は、今度のリサイクル施設を建設するにおいて、西部環境の道路使用、道路の部分を使用して今リサイクル施設の整地を行っていますよね。そこの道路の使用については、いろいろ意見が出たと思いますけど、それはどうなっているんですか。結局西部環境の財産を使って、東部環境の施設を作っているわけですね。あくまで、そこは西部環境と東部環境の共有というわけではないんですよ。構成団体が違うから、だからそこは、あくまで西部環境の財産を使用するならば、財産使用料というのを私は払うべきだと今まで、私は言ってきたつもりでいます。そこを通っているでしょう。それは 7 年度から始まってるじゃないですか。だから、東部環境と西部環境は全然構成団体が違うじゃないですか。神埼と吉野ヶ里が入ってるじゃないですか。そうすると、その西部環境の財産を使うということは、あくまで東部環境の予算で出すべきだと、私はずっと主張してきたつもりをしてます。その使用料というのは、私は払うべきじゃないかなと思うわけです。そこはどうなってるんですか。首長会でもその辺は話をしたんですか。

北原裕昭事務局長

搬入道路の件の質問かと思います。これまで令和 5 年度まで西部環境施設組合として維持管理費について予算も計上し、管理してきたところでございます。令和 6 年度から令和 10 年度まで西部組合施設のリサイクルプラザにつきまして、延長が決まっています。この間につきまして、維持管理につきましては東部施設組合のほうでしていただいているところでございます。予算的には、西部環境施設組合として予算計上する代わりに東部施設組合のほうで管理をしていただいておりますので、結果として財産収入としての歳入はいただいておりません。今後令和 10 年度より先については、今後構成市町の間で

帰属先について、今協議をしているところでございます。そこで、改めて協議していく予定としております。以上でございます。

平野達矢議員

要は、西部環境と東部環境の構成団体が違うわけですよね。だから、いわゆる神埼、吉野ヶ里については、新しい東部環境の構成団体なわけですね。そこが鳥栖とみやきと上峰の財産を使ってるんですよ。そして仕事をしてるから。これは、私が前に言ったでしょう。西部の事務所をタダで貸してるじゃないですか。施設組合の。それはできない。まかりならんと言って、使用料をとるようになったじゃないですか。そういうところがあいまいに今までしてきてるんですよ。それはいけない。構成団体が違うから。ごちゃまぜにしてるんじゃないですか。だから私がずっと言って来てるじゃないですか。だから、私は東部環境から取らんといかんとですよ。西部環境に。だから財産収入として入らんばいかん。今ここで言っても、今から取るというわけにはいかんやろうけど、その辺はきちんと取るのが当たり前でしょう。他人が使ってるんですよ。吉野ヶ里と神埼が入ってるじゃないですか。だから、その道自体をタダで使っているのと同じことでしょう。負担金が損してるでしょう。金額が小さいかもしれないけども、その辺をごちゃまぜにしたらいけない。岡町長はどう考えてるんですか。

岡毅管理者

その件に関しましては、前からご指摘いただいておりましたので、東部と西部の間で賃貸借の書類を1 年くらい前になると思いますが、交わして、維持管理を東部にお願いする代わりに、いわゆる賃借料は取らないという形での合意文書を交わさせていただいて、両組合にご報告は申し上げてたという風に思っているんですが。

平野達矢議員

基本的に、考え方が違う。構成団体が違うから、それはどう考えたって、わずかな金ですよ。しかし、我々は何かと税金を払わないとすぐ督促状が来て払わないといけない。わずかな何百円の。しかしこの大きなあれだからと言って、ないがしろにしちゃいけないとずっと私は言ってきたじゃないですか。だから報告したで終わりじゃないの。基本的に取らないといけないというのが、私の考え方。どうせ今のところされないからいいです。そうすると、今後は、東部環境が使うことになるとそこの部分は、結局専用道路になるじゃないですか。東部環境のリサイクルプラザの専用にするのか、その辺の話も首長会でどんな話をしているのか。ちゃんとしとかないといけないですよ。そして組合議会に掛けてもらわないといけない。

それからもう一つ、溶融資源化センターの 12 月で、この契約部分の解体は、12 月で終了するという報告がありました。要は、あとの車庫棟、管理棟、積替え倉庫と飛灰倉庫が残ってるじゃないですか。これはいつまでにあれするんですか。これは、当初の契約の中に入ってなかったんですか。この建物を更地になすというのは、契約の中に入ってなかったんですか。これも同じ施設じゃないですか。処理棟を作るための同じ施設だから、私はこれまで全部、この予算はまだ組んでないでしょうが。だからこれもまた発生してくるんですよ。そのあたりはどんな考え方を持っているんですか。西部の組合で、どんな首長間の話をしてるのか。

松隈清之議長

溶融資源化センターの残りの部分のスケジュールということですね。

平野達矢議員

あと、建物が管理棟とかいろいろ建物があるでしょう。見れば、7 ページのこの写真で、この赤の部分だけ。黄色のところは予算に入ってないんですよ。だからこの黄色の部分の建物は、全部残ってるんですよ。だからこれはどうするのだろうかというのが私の考え方です。

北原裕昭事務局長

溶融資源化センターの残りの建物の解体についてのご質問についてお答えいたします。資料の経過報告のところで、7 ページをお開き下さい。現在赤枠で囲んでいる処理棟、ガスタンクにつきましては、現在交付金を活用し、工事を進めているところでございます。それ以外、オレンジで囲んでいる建物につきましては、先ほどご報告の中で説明しましたとおり、活用する予定がないということで、解体撤去をする方向で進めていくところでございます。どうして同時に施工しなかったかというところでございますけども、現在解体をしているところについては、まず補助金、交付金が対象になる。それ以外は交付金対象外というところです。令和 6 年から工事を進めておりますけども、国の要件として、申請した時にいついつまでに工事を着手しなくてはならないというルールがありました。それが同時に工事をしなかった理由の一つです。その他の管理棟の利活用の可能性を今後検討していくという協議の中で、時間を要するといったところで、現在赤枠で囲んでいる建物の工事のみを工事着手したところでございます。以上、回答とします。

平野達矢議員

この基本協定書、建設に関する協定書を平成 13 年に結んでますね。7 月 26 日。組合は、施設設置終了後は、みやき町及び香田区と協議の末、速やかに施設を撤去すると指定されているわけですね。ここは、そしたらこの辺りは、設置期限後は、原則として全ての施設を撤去することとされてる。これは香田地区に話はいっているのかどうか。これは既に撤去、設置期限ということで、リサイクルプラザじゃないから、溶融資源化センターに要する施設ですから、これも期限内に撤去をするべきだと思うんですよ。そうすると、その今から予算を組まないといけないじゃないですか。結構かかると思うんですよ。数千万じゃなく、億の金になると思うわけですよ。そういう予定は、あくまで香田区との話もあろうし、香田区にも説明をしないといけないだろうし、そのあたりは、どのように計画をされているんですか。

北原裕昭事務局長

香田区との基本協定書の内容がまず一つございました。これにつきましては、基本協定書を前提に進めているところでございますけども、香田区との協議、現在焼却施設の解体工事の進捗状況について現地に、地区の区長さんはじめ、10 数名の方が立ち合いに来ていただいております。そこで、今後の活用について意見を交わしたところでございます。その中では、今後の活用については、事前に説明等を要するが、特に今すぐ解体しなければならないというふうには、地元としては思われていなかったように感じてはおります。ですので、他の用途としての活用については、内諾はしていただいたものと認識しているところでございます。

溶融資源化センターの他の残りの建物についての費用につきまして、回答しますけども、まず設計費、概算ですけども、約 700 万円かかる見込みです。それから工事費、概算で 2 億 1,700 万円かかる見込み

でございます。この財源としては、施設解体基金3億5,000万円積立があるというふうに説明しました。その内、脊振組合のほうに約1億1,000万円を、按分して負担金として支出する予定としておりますので、その残りを財源としたいと思っております。以上でございます。

平野達矢議員

なんでも期限を切らないと、先延ばしになっていく。だからある程度香田区がいろいろ異論はないと言っても、やはり基本協定書の中では、速やかにするとなっているなら、行政がほったらかすわけにはいかない。だから、ある程度の期限を切って、全部撤去して更地にするということをすべきだろうと、私は思うわけです。そのあたりは、どのように考えていますか。

岡毅管理者

事務局も同じ考えですので、今やっている工事が終われば、次、第2段としてその残りの分をというような計画で進めていきたいというふうに思ってます。

平野達矢議員

そしたら、12月で本体の工事が終わるから、そうするとあと1年か2年かからないくらいでできるということで把握していいですか。

岡毅管理者

はい。そのような計画で進めていきます。

松隈清之議長

他にございませんか。飛松議員。

飛松妙子議員

ご説明ありがとうございます。決算書の17ページです。先ほど公債費で157万円不用額が出ましたというご報告をいただきました。この内容は、借入れをするところが基金から手当をしたために不用になったということで、この取組みは私たちにとっては、費用の削減ということで大変良かったなと思っております。この基金なんですが、先ほどの平野議員の答弁に対してのご説明の中で、たぶん22ページの基金のところから出されているのかどうかを確認させてもらっていいですか。

北原裕昭事務局長

施設解体基金の件でご質問に対してお答えいたします。決算書の22ページ、財産に関する調書に基金、現在の施設解体基金の現在高として、3億5,030万8,000円、こちらのほうから一時的に前金払いの対応をしております。その後、年度内に地方債の収入がありましたので、その分から基金のほうにまた移しております。よって、現在高は変わらないというところでございます。以上、回答といたします。

飛松妙子議員

わかりました。ありがとうございます。

松隈清之議長

他にございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第8号について、原案のとおり認定することに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第８号「令和７年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」は、原案のとおり認定することに決しました。

ᔓᔓᔓ

す。今後は、財務省からの最新情報を注視し、見込み設定の精度向上に努めてまいります。

以上で、議案第９号「令和８年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第１号)」の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

松隈清之議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して、直ちに採決を行います。議案第９号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第９号「令和８年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第１号)」は、原案のとおり可決しました。

ᔓᔓᔓ

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　松隈清之

議　　員　中川原豊志

議　　員　目野さとみ